

作成日： 2006年12月20日
 改訂日(V.7)： 2017年2月15日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称： フェニックス顆粒水和剤

会社名： 日本農薬株式会社

住所： 〒104-8386 東京都中央区京橋 1丁目19番8号 京橋OMビル

担当部門： 環境安全部

TEL. 03-6361-1426, FAX. 03-6361-1451

e-mail: kankyouanzen@nichino.co.jp

緊急連絡電話番号：(平日) 03-6361-1426 (環境安全部)

(休日、夜間) 04-2929-8961 (ALSOOK)

推奨用途及び使用上の制限：農薬(殺虫剤)、農薬登録の範囲外の使用は不可

SDS番号： 528-114(M06-02)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|----------|-------------------|-----|
| 物理化学的危険性 | 自然発火性固体 | 区分外 |
| 健康有害性 | 急性毒性(経口) | 区分外 |
| | 急性毒性(経皮) | 区分外 |
| | 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | 区分外 |
| | 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | 区分外 |
| | 皮膚感作性 | 区分外 |
| 環境有害性 | 水生環境有害性(急性) | 区分1 |

上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

水生生物に非常に強い毒性

注意書き

【安全対策】

- 必要なとき以外は環境への放出を避けること。

【応急措置】

- 漏出物を回収すること。

【保管】

【廃棄】

- 内容物、容器を法、条例等に従って安全に処理する。または都道府県知事等の許可を受けた専門の産業廃棄物処理業者に委託して適切に処理する。

他の危険有害性：特に無し。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分：混合物

有効成分化学名、一般名 :

3 - ヨード - N' - (2 - メシル - 1,1 - ジメチルエチル) - N - {4 - [1,2,2,2 - テトラフルオロ - 1 - (トリフルオロメチル)エチル] - o - トリル} フタルアミド
(一般名 フルベンジアミド)

成分及び含有量 :

| 成 分 | 含有量 | CAS No. | 安衛法 No. | 化審法 No. |
|------------------------|-------|-------------|------------|---------|
| フルベンジアミド | 20.0% | 272451-65-7 | 4-(7)-2134 | — |
| 2017年3月1日から安衛法表示・通知対象物 | | | | — |
| 界面活性剤・鉱物質微粉 | 80.0% | — | — | — |

4. 応急措置

吸入した場合 : 被災者を速やかに空気の新鮮な場所に移す。異常が現れた場合には、直ちに医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合 : 汚染された着衣、靴等を速やかに脱ぎ、付着部を多量の水と石けんでよく洗浄する。異常が現れた場合には、医師の診断を受ける。

眼に入った場合 : 直ちに清浄な流水で数分間洗浄する。眼球、まぶたの隅々まで水がよく行きわたるように洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続ける。医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合 : 水でよく口の中を洗浄し、コップ1~2杯の水を与える。意識がないときには口から何も与えてはならない。医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火時の注意 : 消火活動には適切な保護具(自給式空気呼吸器等)を着用し、風上から作業する。燃焼又は高温により有害なガスが発生する恐れがあるので、発生するガス、煙を吸い込まないように注意する。消火水等が下水や河川等の水系に流れ込まないように適切な処置をとる。

消火剤 : 粉末、泡沫、炭酸ガス、霧状水、水

使ってはならない消火剤 : 情報なし。

6. 漏出時の措置

付近の人を風上に避難させ、漏出現場への立ち入りを禁止する。適切な保護具(保護眼鏡、保護マスク等)を着用して、眼や皮膚に触れたり、粉じんを吸い込まないようにする。漏出物が飛散しない様に集め、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い : 局所排気装置を設置し、換気のよい場所で行う。適切な保護具を着用し、粉じんを吸い込んだり、眼、皮膚に触れないようにする。作業後は、すみやかに眼、手、顔をよく洗う。

保管 : 換気のよい冷暗所に保管する。食物、飼料等と離し、無関係者、子供の手の届かない所に施錠して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 : 局所排気装置を設ける。取扱い作業場の近くに洗眼、洗面、うがい、安全シャワー設備を設置する。

個人用保護具 : 状況に応じた適切な保護具を着用する。防塵マスク、保護眼鏡、保護衣(長袖・長ズボン)、ゴム手袋
作業時に使用していた衣類等は他のものと分けて洗濯する。

9. 物理的及び化学的性質

| | |
|---------|-----------------------|
| 外観 : | 褐色水和性細粒 |
| 臭い : | データ無し。 |
| 比重 : | 0.65~0.78 (見掛け) |
| pH : | 5.0~8.0/20°C (1%水懸濁液) |
| 引火点 : | データ無し。 |
| 自然発火性 : | 常温で空気と接触しても自然発火しない。 |

10. 安定性及び反応性

化学的安定性 : 通常の取扱い条件下では安定。
危険な反応 : 知られていない。
危険有害な分解生成物 : 燃焼すると有害なガス(CO、SOx、NOx等)が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

| | | |
|---------------------|--------------------------------|-----------------------------|
| 急性経口毒性 : | ラット LD ₅₀ 値 (mg/kg) | ♀ >2000 (中毒症状および死亡例無し) |
| 急性経皮毒性 : | ラット LD ₅₀ 値 (mg/kg) | ♂, ♀ >2000 (中毒症状および死亡例無し) |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : | | |
| ウサギ | 刺激性なし | |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : | | |
| ウサギ | 軽度刺激性あり | (72時間後に消失、GHS分類の判定基準に該当しない) |
| 皮膚感作性 : | モルモット | 感作性なし |

12. 環境影響情報

水生環境有害性(急性) :
オオミジンコの毒性データにより区分1とした。
水生環境有害性(長期間) :
データ不足。

生態毒性 :

| | | |
|------------------|----------------------------|---|
| コイ | LC ₅₀ 値/96h | 677 mg/L |
| オオミジンコ | EC ₅₀ 値/48h | 0.00431 mg/L |
| 緑藻 ^{#1} | ErC ₅₀ (0h-72h) | >1000 mg/L (#1: <i>Pseudokirchneriella subcapitata</i>) |

残留性・分解性 : 製剤のデータ無し。
生体蓄積性 : 製剤のデータ無し。
土壤中への移動性 : 製剤のデータ無し。
オゾン層への有害性 : 製剤のデータ無し。

13. 廃棄上の注意

法、条例等に従って安全に処理する。または産業廃棄物処理業者に委託し適切に処理する。
空容器 : 内容物を使いきった後、適切に処理する。

14. 輸送上の注意

容器に異常の無いことを確かめ、転倒、落下しないように積載する。

| | |
|---------------|---|
| 国連番号 : | 3077 |
| 品名（国連輸送名）: | ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, SOLID, N. O. S. (contains flubendiamide) |
| 国連分類 : | 9 |
| 容器等級 : | III |
| 海洋汚染物質 : | 該当 |
| 緊急時応急措置指針番号 : | 171 |

15. 適用法令

農薬取締法

毒物及び劇物取締法：毒物及び劇物に該当せず。

労働安全衛生法

表示対象物(法 57 条、施行令第 18 条) :

| | | |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 表示対象物 | 2017. 2. 28 まで (改正法施行前) | 2017. 3. 1 から (改正法施行後) |
| 沃素及びその化合物 (フルベンジアミド) | — | 政令番号 606 (対象となる範囲 1%以上) |

通知対象物(法 57 条の 2、施行令第 18 条の 2) :

| | | |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 通知対象物 | 2017. 2. 28 まで (改正法施行前) | 2017. 3. 1 から (改正法施行後) |
| 沃素及びその化合物 (フルベンジアミド) | — | 政令番号 606 (対象となる範囲 1%以上) |

化学物質排出把握管理促進法(化管法)

指定化学物質 : 該当せず。

16. その他の情報

参考文献

- 1) JIS Z 7252 : 2009、GHSに基づく化学物質等の分類方法
- 2) JIS Z 7253 : 2012、GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)

本データシートの記載内容は、この製品の取扱い時の安全性に関する参考情報であり、安全性や品質の保証をなすものではありません。また危険性、有害性の評価は、必ずしも充分ではありませんので、取扱いには充分注意を払って下さい。